

占冠村での村道民税申告・確定申告の巡回相談

日時		場所
2月18日(火)	10:00～15:00	双珠別住民センター
2月19日(水)	10:00～15:00	占冠地域交流館
2月26日(水)	10:00～15:00	トナムコミュニティセンター
2月27日(木)	10:00～15:00	トナムコミュニティセンター

※この日程以外は、役場総務課税務担当で随時申告受付、相談を行っています。

スマホとマイナンバーカードでe-Tax！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、所得税、消費税および贈与税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書等の作成・e-Taxによる送信(提出)ができます。自動計算されるので計算誤りがありません。

また、「マイナポータル連携」を利用すると申告書に自動入力が可能です。マイナポータル連携とは、所得税確定申告の手続きにおいて、マイナポータル経由で、給与所得の源泉徴収票や控除証明書のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力する機能です。

スマホで二次元コードを読み取って作成可能！

作成コーナー 検索

マイナポータル連携についてはこちら！

e-Taxの5つのメリット

- 自宅から申告可能**
- 24時間利用可能**
※メンテナンス時間を除く
- 申告書がデータで取得可能**
- 添付書類提出不要**
※一部の書類を除く
- 早期還付(3週間程度で還付)**
書面提出の場合は1カ月～1カ月半程度で還付

富良野税務署からのお知らせ

富良野税務署では次の通り確定申告会場を開設します。混雑を回避するため、入場には「入場整理券」が必要となります。入場整理券は、①国税庁LINE公式アカウントで事前発行もしくは②会場で当日配布を行います。なお、入場整理券の配布状況に応じて後日の来場をお願いする場合があります。

なお、税務行政のデジタル化における手続き等の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととしましたので、書面で申告書等を提出される場合には、必要に応じて、ご自身での控えの作成および保有、提出年月日の記録・管理をお願いします。

確定申告会場：富良野税務署 2階会議室(富良野市桂木町3番2号)
開設期間：令和7年2月17日(月)から令和7年3月17日(月)まで
相談受付時間：午前9時から午後4時まで ※土日・祝日を除く

①LINEから事前発行した整理券

②当日配布の整理券

入場には①または②のいずれかが必要です

収受日付印の押なつについて→

税の申告はお早めに！

令和7年度村道民税申告と 令和6年分確定申告のお知らせ

令和〇年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B 所得から差し

令和〇年 月 日 令和〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書

住所 又は事業所所在地 令和7年1月1日現在

個人番号 フリガナ 氏名

事業等 ⑦ 業 ① 業 ② 業 ③ 業 ④ 業 ⑤ 業 ⑥ 業 ⑧ 業 ⑨ 業 ⑩ 業 ⑪ 業 ⑫ 業 ⑬ 業 ⑭ 業 ⑮ 業 ⑯ 業 ⑰ 業 ⑱ 業 ⑲ 業 ⑳ 業 ㉑ 業 ㉒ 業 ㉓ 業 ㉔ 業 ㉕ 業 ㉖ 業 ㉗ 業 ㉘ 業 ㉙ 業 ㉚ 業 ㉛ 業 ㉜ 業 ㉝ 業 ㉞ 業 ㉟ 業 ㊱ 業 ㊲ 業 ㊳ 業 ㊴ 業 ㊵ 業 ㊶ 業 ㊷ 業 ㊸ 業 ㊹ 業 ㊺ 業

令和7年1月1日現在、占冠村に住所のある方で令和6年中(令和6年1月1日～令和6年12月31日)に収入があった方は、「村道民税の申告」および「所得税の確定申告」が必要です。申告をしなかった場合、国民健康保険税の計算、各種証明書の発行ができないなどの不利益が生じる場合があります。申告期限は**3月17日(月)まで**ですが、最終日は混雑が予想されますので、お早めに申告をお願いします。詳しくは、総務課税務担当までご相談ください。

☎ 総務課税務担当 ☎ 56-2121

申告が必要な方

- 事業を営んでいる方や地代、家賃、配当などの所得を有する方
- 土地や建物、その他の資産を売った方
- 給与以外の収入があった方
- 令和6年中に退職された方(再就職し、勤務先で年末調整を終えていれば申告不要)
- 令和6年中の所得が公的年金のみで、社会保険料控除等の所得控除を受ける方
- 国民健康保険加入者(収入がなくても申告が必要)
- 所得や課税等に関する税務証明が必要となる方 など

申告する必要のない方

- 令和6年中の所得が給与のみで、勤務先で年末調整を終えている方
- 税務署に所得税の確定申告書を提出した方 など

申告の際に必要なもの

- 収入を証明する資料(各種源泉徴収票や支払調書など)
- 控除を証明する資料(生命保険・地震保険支払証明書、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の領収書、国民年金控除証明書、医療費の領収書など)
- 所得税が還付される場合は、申告者本人の名義である預貯金等口座番号が分かるもの
- (お持ちの方は)マイナンバーカードとパスワード